

みなみ野座

会則

令和 6 年 9 月 21 日

設立総会にて制定

(名称)

第1条 本会は、みなみ野座と称する。

(区域)

第2条

本会の活動区域は、みなみ野中学校区域を基本とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、東京都八王子市みなみ野3-14-11 ほっこりハウス に置く。

(目的)

第4条 本会は、みなみ野中学校区を中心とする地域において、八王子市が設置するみなみ野中学校区地域づくり推進会議との連携を保ちながら、みなみ野中学校区地域づくり推進会議において策定する「みなみ野中学校区地域づくり推進計画」に基づく活動や取組等を行い、地域づくりを推進することを目的とし、令和6年(2024年)9月21日設立する。

(活動)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を実施する。

- (1)「みなみ野中学校区地域づくり推進計画」にアクションプランとして定める活動
- (2)地域の魅力を高めるプロジェクト及びイベントの企画、実施、運営に関する活動
- (3)地域の魅力や活動の宣伝・PRのための情報発信に関する活動
- (4)地域の課題を解消するための活動
- (5)その他目的達成のために必要な活動

(会員)

第6条 本会は、以下のいずれかに該当し、第7条に定める入会手続きを行った会員をもって構成する。

- (1)みなみ野中学校区地域づくり推進会議の参加者
- (2)本会の活動への参加を希望する個人及び法人その他の団体

2 本会の会員は、次の2種とする。

- (1)正会員は、本会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2)賛助会員は、本会の活動を賛助するために入会した個人及び法人その他の団体とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする個人及び法人その他の団体は、入会申込書を代表に提出し、役員会での承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、以下に定める会費を会計年度ごとに会計年度内に納入しなければならない。

- (1)正会員 500 円
- (2)賛助会員 500円以上

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 2名

(2) 会計 1名

(3) 総務 4名

(4) 監事 1名

2 代表は総会において会員の互選により選任する。

3 会計、総務及び監事は代表が会員の中から指名し、総会の承認をもって選任する。

4 役員の兼任は認めない。

5 役員の任期は2年(補欠により選出された役員は、前任者の残任期間)とする。ただし再任を妨げない。

(役員の職務)

第11条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

3 総務は、本会の運営に必要な事務を処理する。

4 監事は、役員の職務執行を監督し、本会の活動及び会計を監査する。

(総会)

第12条 総会は、正会員をもって構成し、代表が招集し、毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

3 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 予算及び決算

(4) 活動計画及び活動報告

(5) 役員の選任又は解任

(6) その他本会の運営に関し必要と認められる事項

5 前項の審議事項は、出席正会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 正会員は、総会の出席及び審議事項への賛否について、第10条第1項に定める役員に委任することができる。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

2 役員会は、代表が必要に応じて招集し、議長を務めるものとする。

3 役員会は、活動の企画及び報告並びに次の事項に関する審議及び議決を行う。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会において議決された事項の執行に関する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 役員会の議事については、議事録を作成する。

(経費)

第15条 会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(活動報告書及び決算)

第16条 代表は、毎活動年度終了後に活動報告書、収支報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(活動年度及び会計年度)

第17条 会の活動年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(監査)

第18条 監事は、活動年度及び会計年度終了後に監査を行い総会に報告する。

(その他)

第19条 この会則に定めのない事項については、総会又は役員会で決定するものとする。

附則

1 この会則は、令和6年(2024 年)9月 21日から施行する。